

役員退職慰労金支給細則

(目 的)

第1条 この細則は、財団法人地域伝統芸能活用センター役員給与等規則第8条の規定に基づき、退職役員に対する慰労金の支給について必要な事項を定める。

(慰労金の額)

第2条 退職慰労金の額は、在職期間1月につき、退職又は解任若しくは死亡した日における、その者の本俸月額に100分の25以内の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

2 役員が任期満了の日またはその翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

(慰労金の支出)

第4条 退職慰労金は、役員が退職または解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

2 退職慰労金は、法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

(端数の処理)

第5条 この細則によるところによる計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(適用除外)

第6条 役員が職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められ解任されたときは、この細則は適用しない。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から適用する。